

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	那覇市立森の家みんなの利用許可及び許可変更
根拠法令及び条項	那覇市立森の家みんな条例 第6～8条、第11条 那覇市立森の家みんな条例施行規則 第2条
<p>審 査 基 準</p>	
<p>那覇市立森の家みんな条例 那覇市立森の家みんな条例施行規則 <別紙のとおり></p>	
標準処理期間	7日
所管部署	生涯学習部 生涯学習課(098-917-3502)
更新日	平成27年4月1日

<別紙 1 >

那覇市立森の家みんな条例

(利用できる者)

第6条 森の家を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、森の家の設置目的に沿う研修計画が定められている団体とする。この場合において、その員数については、教育委員会規則で定める。

- (1) 青少年(20歳未満の者をいう。以下同じ。)の団体(引率者がある場合に限る。)
- (2) 青少年関係指導者の団体
- (3) その他指定管理者が適当と認める団体

(入所の制限等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入所を拒み、又は退所を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 伝染性の疾患があると認められる者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第8条 森の家を利用しようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、森の家の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不適當と認めるとき。

那覇市立森の家みんな条例

(利用団体の員数)

第2条 条例第6条の員数は、8人以上とする。